

意見書案第8号

非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 本田 和成

〃 〃 加増充子

非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書（案）

高市政権が「非核三原則」の見直しを検討しているとの報道がされています。「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という非核三原則は、国会の全会一致で決議された国是であり、歴代政権も繰り返し表明してきた国際条約、国の在り方に関わる大原則です。

世界が核兵器禁止条約で、核なき世界を目指している時に、唯一の被爆国日本が、「非核三原則」の見直しで、核の持ち込みを認めることになれば、周辺国のさらなる核開発にもつながりかねません。

日本政府として今行うべきことは、核兵器禁止条約に署名・批准し、核なき世界の実現の先頭に立ち、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会などと力を合わせ世界に広く発信することです。

「非核三原則」を堅持し、核兵器禁止条約への署名・批准、核なき世界の実現を求め、下記の事項を要望します。

記

- 1 核持ち込みを認める非核三原則の見直しを行わず堅持すること。
- 2 核兵器禁止条約に署名・批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 法務大臣 総務大臣
文部科学大臣